

## 第3章 計画の基本的考え方

### 第1節 計画の目的

#### 1 計画の目的・・・ 2040年を見据えて目指す地域の姿

第6期計画から団塊の世代が75歳となる2025（令和7）年を見据えた計画になるよう「誰もが自分らしく、さかしく、安心して暮らせる地域づくりの構築をめざす」及び第2次国東市総合計画の「高齢者の住み慣れた地域での生活や自立を支援します」を計画の基本理念とし、第7期計画期間においても施策を推進してきました。

この基本理念の概念は、自己選択、個人の尊厳、自立した生活の支援、互助・共助を含めた支え合い・助け合いを土台とした地域づくりへの強い思いが込められています。

また、この基本理念は、これまでもあるいは今後も、高齢者を取り巻く社会情勢が変わっても誰もが描く普遍的な考え方であり、短期間で成し得ることのできないものであり、長期的な視野を要するものと考えられます。

今後、2025（令和7）年が近づく中で、更にその先にある、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向け、総人口・現役世代が減少していきます。

高齢者人口も総人口に比例して減少傾向になりますが、医療・介護ニーズの高い85歳以上の人口が増加し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人の増加も見込まれます。

高齢者の地域での生活を支えるしくみとなる地域包括ケアシステムも高齢者福祉・介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠を超えて、人と人との社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会＝「地域共生社会」に向けた中核的な基盤となる必要があります。

そこで、本計画においては、これまでの理念や取り組みを発展的に受け継ぎ、計画の基本理念を「計画の目的」に変更し、この計画を推進することで、何を成し遂げようとするのか、何のために施策を推進するのかを強く意識し、目的に掲げる地域のありべき姿が、より具体的にイメージできるよう、目的を設定します。

## 《基本目的》

誰もが、さかしく、自分らしく、安心して暮らせる地域

※さかしくとは、

いつまでも健康的で活動的に過ごすことができる

※自分らしくとは、

本人・家族の意思決定のもと暮らし続けられる

※安心して暮らせるとは、

たとえ医療や介護が必要になっても暮らし続けられる

2040年の  
地域のあるべき姿

2025年の  
地域のあるべき姿

第6期 国東市  
介護保険事業計画策定

第7期 国東市  
介護保険事業計画策定

第8期 国東市  
介護保険事業計画策定



《『地域包括ケア』のイラストについて》

「介護予防・生活支援」は、専門職の関りを受けながらも、その中心は、セルフマネジメントや地域の多様な主体の自発性や創意工夫により支えられています。そのため全国一律な支援・サービスではなく、それぞれの地域の特性を反映した要素から構成されています。

これまで「葉」の中に位置づけられてきた軽度者向けの予防活動の多くは、自助や互助などの取り組みを通して、社会参加の機会が確保され、それぞれの人の日常生活の中で生活支援や介護予防の機能が発揮されるため、今回の図では、生活支援と介護予防を一体のものとして再整理されています。

他方で、重度化予防や自立支援に向けた生活リハビリテーションを中心に、専門職による多職種連携によって、これまで以上の取り組み強化が介護予防・日常生活支援総合事業においても示されており、引き続き専門職(葉)の重要な役割となっています。

※出典 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「〈地域包括ケア研究会〉地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

## 第2節 計画の基本施策と方針

### 1 計画の基本施策と方針

この計画の基本目的に掲げる「誰もがさかしく、自分らしく、安心して暮らせる地域」を具体的に構築していくため、7つの柱を基本施策に掲げ、それを下支えする施策の方向性（方針）を設定します。

#### （基本施策1）

#### 《さかしく暮らし続けられるための取り組みの推進》

##### 方針1 住民が自主的に健康づくり、介護予防を取り組めるための支援

- ・健康でいきいきと暮らし続けられるために、高齢者自らが、セルフケアを意識した健康づくり、介護予防の取り組みを進めます。

##### 方針2 住民が主体となる地域支え合い活動のための支援

- ・「自助」を支える「互助」の取り組みを生活支援体制整備事業を中核に、多様な支え合いのしくみを構築します。
- ・地域づくりを支援する担当課と協働で推進し、効果的に地域支援できる体制を整備します。
- ・自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、生活機能の改善や生きがいをもって過ごすことができるよう、ボランティアを奨励するしくみ及び就労的活動の普及促進を図ります。

#### （基本施策2）

#### 《その人らしい生活、思いを支援できる取り組みの推進》

##### 方針1 自立支援介護の推進

- ・その人らしい生活を主体的に継続できるよう、自立に向けたケアマネジメント支援・サービスの質の向上を進めます。
- ・高齢者のフレイル（虚弱）プレフレイルの状態を把握したうえで、早期介入、早期支援が取り組めるしくみを構築します。

##### 方針2 重度化、重症化防止に向けた取り組みの推進

- ・リハビリテーションを必要とする要介護（要支援）者、事業対象者、地域の高齢者に対して、効果的なリハビリテーションが行き届くようサービス量や質の確保に努めます。
- ・運動、栄養、口腔、社会参加の視点を踏まえ、リハ職、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職の介入を促進する取り組みを進めます。

### (基本施策 3)

#### 《安心して暮らし続けられるための取り組みの推進》

##### 方針 1 多様化する相談に対応できる包括的支援体制の構築に向けた取り組みの推進

- ・地域住民が抱える複雑化、複合化する相談に対応するため、分野を超えて横断的に連携して支援できる体制の構築に向けた取り組みを進めます。
- ・権利擁護、高齢者虐待への相談支援体制の強化を図ります。

##### 方針 2 認知症高齢者とその家族を支える取り組みの推進

- ・「認知症になるのを遅らせる。認知症になっても進行を緩やかにする。」という「認知症予防」の取り組みを進め、認知症予防の知識の普及啓発に努めます。
- ・認知症の早期発見、早期対応のできる体制づくりを構築する取り組みを進めます。
- ・介護者支援、認知症の人とその家族を支える地域づくりを進めます。

##### 方針 3 ひとり暮らし、高齢者世帯を支える取り組みの推進

- ・高齢者が安心して暮らせるよう、権利擁護の普及啓発と地域の緩やかな見守り体制の充実を進めます。
- ・虐待や災害などの緊急時に、居宅等での生活が一時的に困難となる高齢者等の避難を確保する体制の整備を進めます。

##### 方針 4 中重度の要介護者や在宅療養患者、その家族を支える取り組みの推進

- ・医療、介護ニーズを併せ持つ、在宅療養患者や認知症の高齢者を支援するため、「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」などの局面に応じて、多職種が連携して対応できる体制の整備を進めます。

### (基本施策 4)

#### 《災害や感染症が発症しても安心して暮らし続けられる取り組みの推進》

##### 方針 1 関係課と連携した災害、感染症対策の支援、応援体制の整備

- ・災害や新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、介護サービス事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施を支援します。
- ・関係課（機関）と連携して介護サービス事業所等における災害や感染症の対策物資について備蓄、調達、輸送体制の支援や災害、感染症発生時の支援に努めます。

### (基本施策 5)

#### 《高齢者とその家族を支える人材の確保、定着、育成を支援》

##### 方針1 第8期において、最重要課題となる介護人材、定着、育成支援の取り組みの強化充実

- ・介護サービスを提供するうえで、最大の課題である介護人材の確保、定着、育成を図るため、あらゆる取り組みを強化充実します。

##### 方針2 介護現場の業務の効率化に向けた支援

- ・介護現場がより働きやすくなるよう、介護現場の業務改善、文書削減、介護ロボット、ICTの活用の推進による業務の効率化に向けた支援を行います。
- ・ICTの活用の推進による業務の効率化に向けた支援を行います。

### (基本施策 6)

#### 《高齢者の多様なニーズに対応する住まいと住まい方への支援》

##### 方針1 安心できる住まいの確保、住環境の整備

- ・「住まい、住まい方」について、高齢者本人の選択のもと、希望にかなった住まい方が自宅のみならず、地域で確保できるよう、他の住宅施策との連携や関係機関と調整を行います。
- ・住み慣れた住まいで安心、安全に暮らせる住環境づくりを支援します。

### (基本施策 7)

#### 《介護保険事業の円滑な運営》

##### 方針1 地域包括ケアシステムを推進するうえでの介護保険施設等の整備

- ・自己選択、望む生活が支えられる介護保険施設等の整備は、地域密着型サービスを基柱に整備促進します。

##### 方針2 介護給付費等に要する費用の適正化

- ・持続可能な介護保険事業の適切かつ安定的な運営につながるよう、介護給付費などの費用の適正化に取り組みます。

##### 方針3 保険者機能強化推進交付金等の効果的な活用

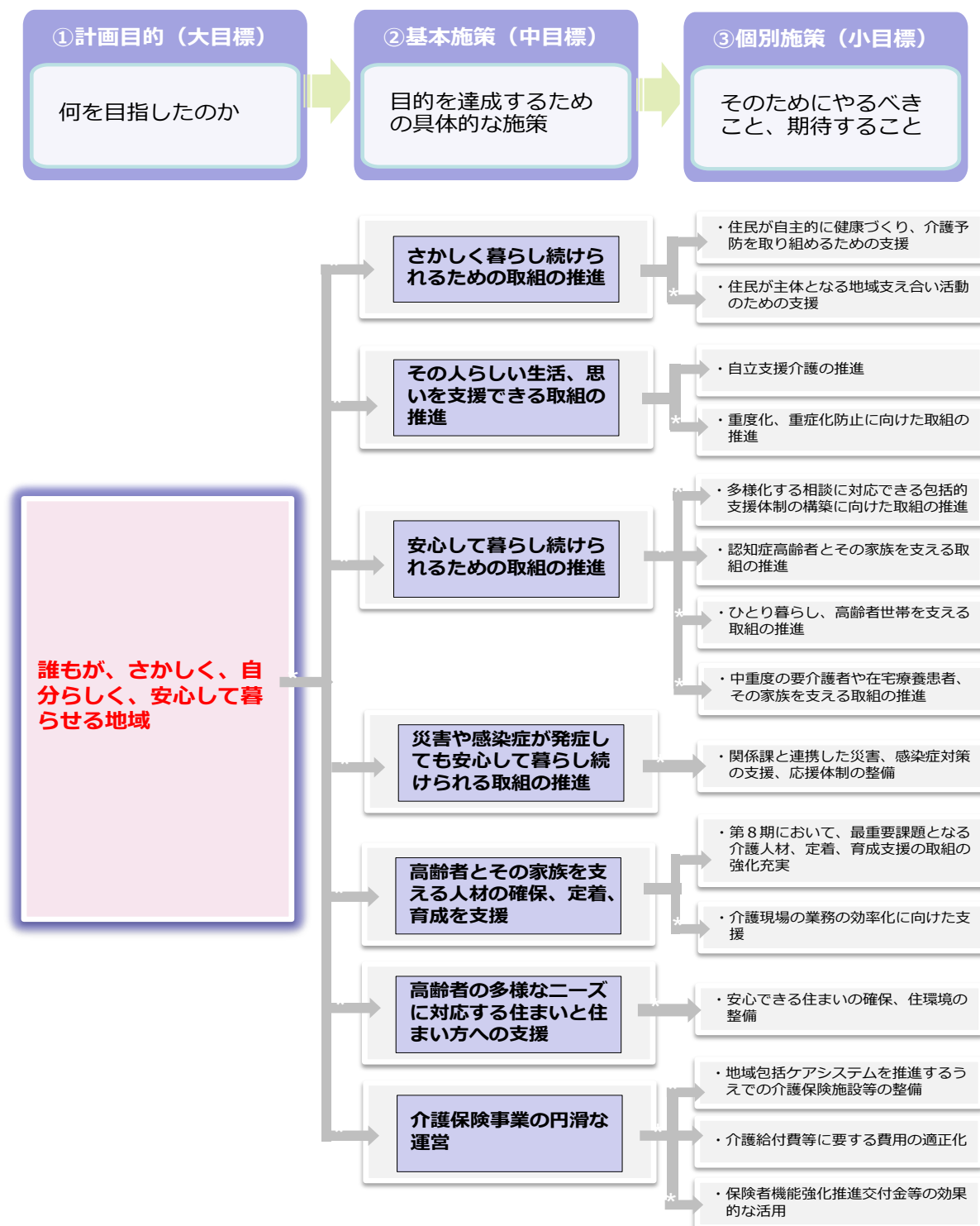
- ・高齢者の自立支援、重度化防止に向けた地域課題を解決していくための施策を展開していくために、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を効果的に活用します。

7つの基本施策のうち、重要基本施策として、次の施策を設定し、優先的に取り組みを進めます。

- ・基本施策1《さかしく暮らし続けられるための取り組みの推進》
- ・基本施策2《その人らしい生活、思いを支援できる取り組みの推進》
- ・基本施策5《高齢者とその家族を支える人材の確保、定着、育成を支援》

## 2 施策の体系

次のような施策の体系で、介護保険施策、高齢者福祉施策を総合的に、体系的に推進していきます。なお、基本施策に係る個別施策の進捗管理を年度単位にPDCAサイクル（課題改善に向けた継続的な取り組み）の手法で、施策の有効性の評価及び改善策を検討していきます。



### 第3節 日常生活圏域と地域包括支援センターの機能

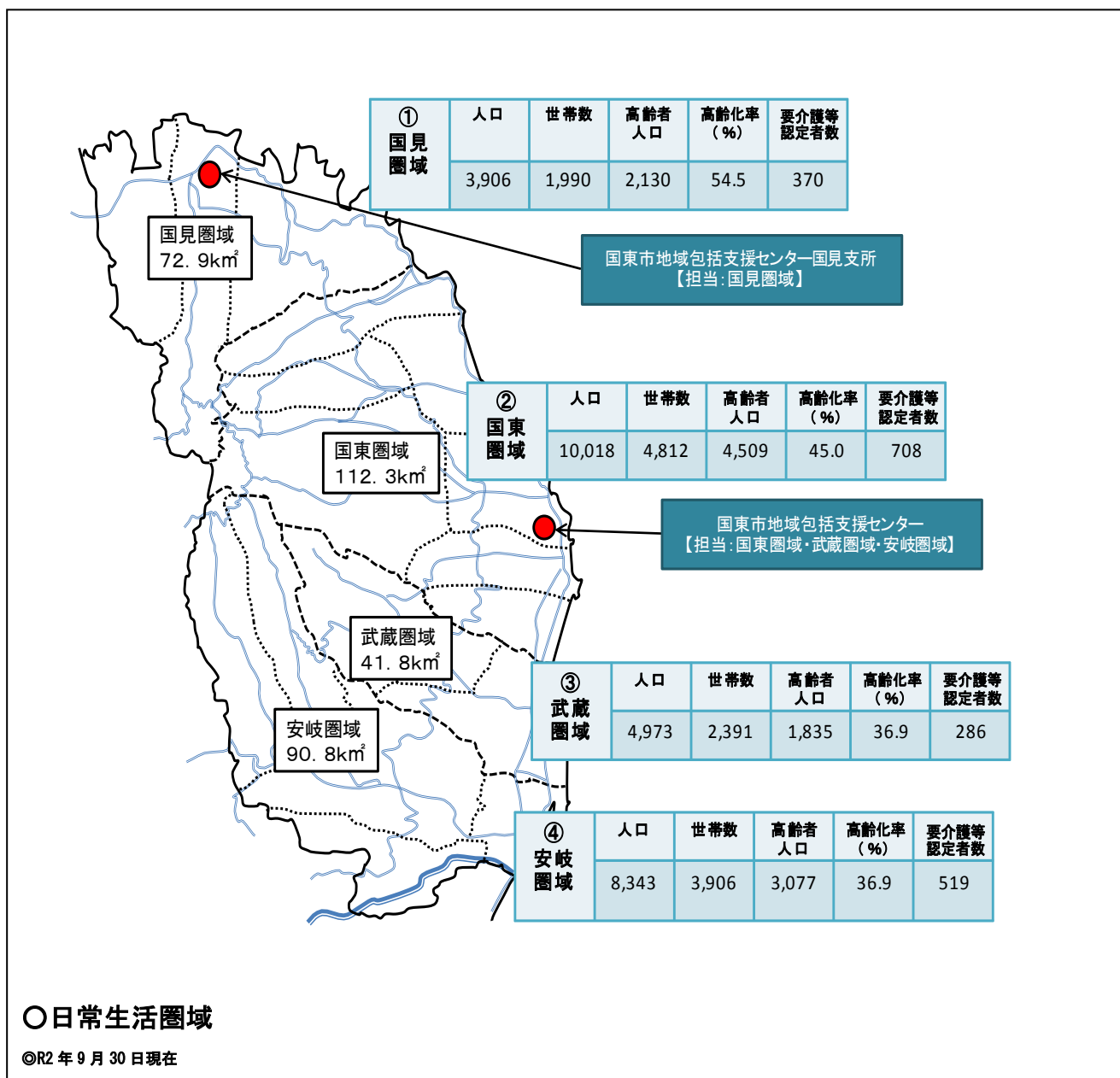
#### 1 日常生活圏域

本市の定めている日常生活圏域は、合併前の旧町の圏域を引き継ぎ、地域性等を考慮して定めています。

日常生活圏域とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では概ね30分以内にサービスが提供される範囲としています。

また、地域の実情を踏まえながら、地域密着型サービスを中心とした介護基盤の整備単位として設定する必要があります。

第8期においても今までと同様に4つの「日常生活圏域」を設定しています。

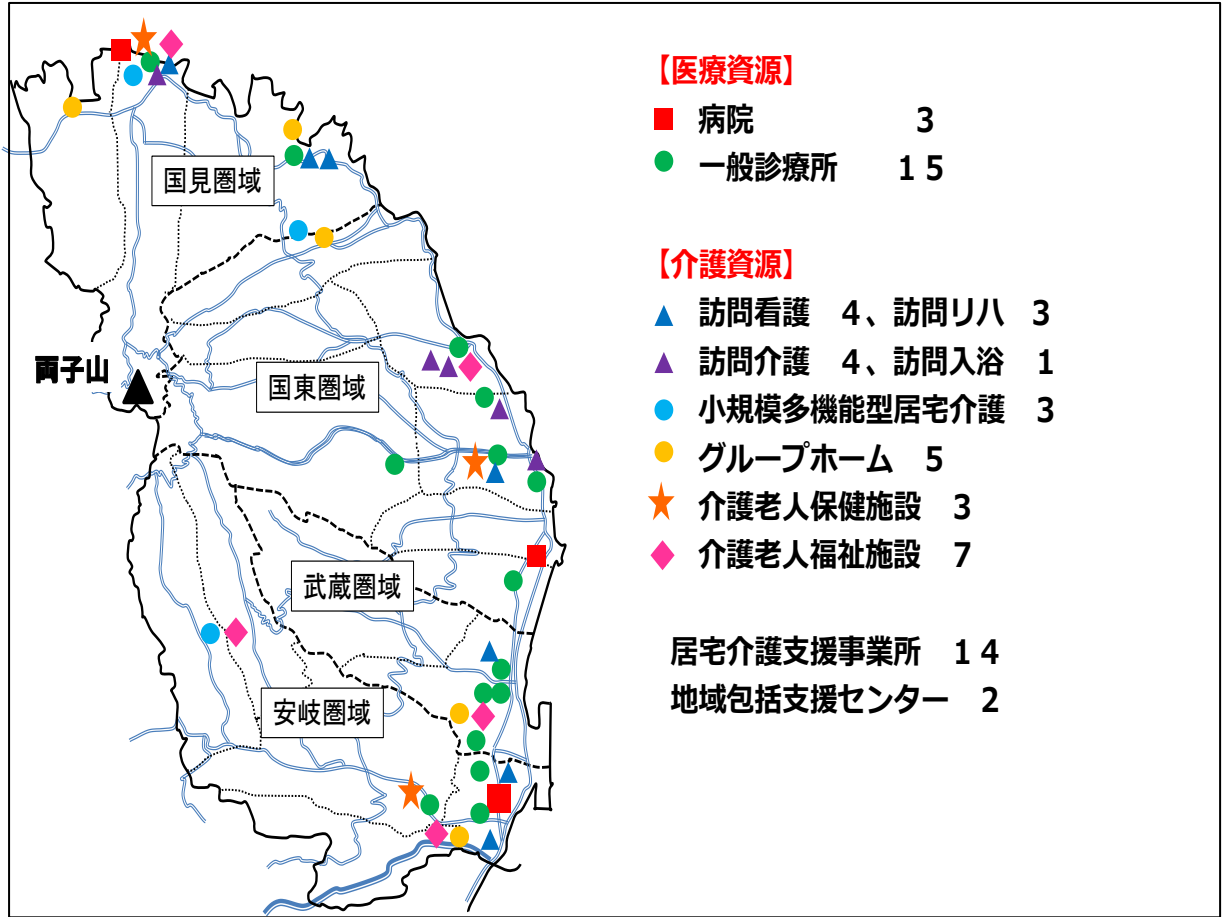


○日常生活圏域の資源

区 分	R2年4月現在				計
	①国見圏域	②国東圏域	③武蔵圏域	④安岐圏域	
(1) 地域包括支援センター	1	1			2
(2) 居宅介護支援事業所	3	4	3	4	14
(3) 介護老人福祉施設	1 (50床)	1 (80床)	2 (80床)	3 (82床)	7 (292床)
うち地域密着型介護老人福祉施設			1 (20床)	2 (28床)	3 (48床)
(4) 介護老人保健施設	1 (50床)	1 (50床)		1 (80床)	3 (180床)
(5) 介護療養型医療施設		1 (6床)			1 (6床)
(6) 介護医療院	1 (52床)				1 (52床)
(7) 認知症対応型共同生活介護施設	2 (18床)	1 (18床)	1 (9床)	1 (9床)	5 (54床)
(8) 有料老人ホーム	1 (18床)				1 (18床)
(9) 養護老人ホーム	1 (50床)	1 (50床)			2 (100床)
(10) サービス付き高齢者向け住宅	5 (60戸)	1 (27戸)			6 (87戸)
(11) 小規模多機能型居宅介護事業所	1	1		1	3
(12) 訪問看護事業所	2			2	4
(13) 訪問介護事業所	1	3			4
(14) 訪問入浴介護事業所		1			1
(15) 訪問リハビリテーション事業所	1	1	1		3
(16) 通所リハビリテーション事業所	1	4	1	1	7
(17) 通所介護事業所 (地域密着型含む)	1	2	2	1	6
(18) 認知症対応型通所介護事業所			1	1	2
(19) 短期入所生活介護事業所	1	1	1	2	5
(20) 短期入所療養介護事業所	1	3		1	5
(21) 福祉用具貸与・販売事業所		1	1		2
(22) 病院	1	1		1	3
(23) 一般診療所	2	6	4	3	15
(24) 歯科診療所	2	5	3	3	13
(25) 薬局	2	5	3	5	15



○国東市の医療・介護 資源 マップ



○医療資源の状況

(1) 許可病床数

	病院数		一般診療所数		一般診療所数		一般診療所数		一般診療所数		一般診療所数		一般診療所数		一般診療所数	
	人口千人あたり	一般病院	精神科病院	人口千人あたり	有床診療所	無床診療所	一般病床数	人口千人あたり	一般病床数	療養病床数	うち介護療養病床数	精神科病床数	感染症病床数	結核病床数		
<b>県計</b>	157	0.14	132	25	955	0.84	238	717	18,370	12.9	15,324	3,046	469	5,244	40	50
<b>東部</b>	36	0.18	31	5	185	0.73	51	134	4,557	22.2	3,588	969	212	850	8	50
別府市	26	0.21	22	4	120	1.00	37	83	3,592	30.1	2,879	713	200	724	4	50
杵築市	4	0.14	3	1	24	0.83	4	20	288	9.9	217	71	0	126	0	0
国東市	3	0.11	3	0	22	0.81	6	16	439	16.2	301	138	6	0	4	0
姫島村	0	0.00	0	0	1	0.55	1	0	16	8.7	10	6	6	0	0	0
日出町	3	0.11	3	0	18	0.64	3	15	222	7.9	181	41	0	0	0	0

厚生労働省「医療施設調査」(H30.10.1現在)  
人口はH30年大分県統計調査課推計  
ただし介護療養病床は県医療政策課まとめ(H30.7.1現在)

(2) 在宅医療にかかる地域別資源

	人口		在宅医療支援病院				在宅療養支援診療所				自宅死の割合 (%)	老人ホーム死の割合 (%)
	人口	うち65歳以上	うち機能強化型(単独)	うち機能強化型(連携)	うち従来型	うち機能強化型(単独)	うち機能強化型(連携)	うち従来型				
<b>市町村</b>	(人)	(人)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(%)	(%)	
<b>県計</b>	1,157,282	365,259	26	1	3	22	186	0	16	170	8.3	10.7
<b>東部</b>	203,344	70,441	5	0	1	4	35	0	2	33	8.1	8.0
別府市	114,558	38,954	4	0	0	4	24	0	2	22	8.9	7.5
杵築市	29,718	10,608	0	0	0	0	2	0	0	2	8.7	8.3
国東市	28,511	11,700	0	0	0	0	7	0	0	7	8.5	12.5
姫島村	2,090	942	0	0	0	0	1	0	0	1	7.1	0
日出町	28,467	8,237	1	0	1	0	1	0	0	1	2.5	3.5

## 2 地域包括支援センターの機能

### 1 地域包括支援センターの機能について

地域包括支援センターは、本市が、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できるよう、医療、介護、生活支援などさまざまなサービスを適切に提供する地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として役割を果たすことが期待されています。

#### —地域包括支援センターの主な四つの業務—

- ① 自立して生活できるように支援します。(介護予防支援・ケアマネジメント業務)
- ② 高齢者のさまざまな相談に対応します。(総合相談支援業務)
- ③ 高齢者の尊厳と権利を守ります。(権利擁護業務)
- ④ 地域のネットワークで生活を支援します。(包括的・継続的マネジメント支援業務)

#### ① 介護予防支援・ケアマネジメント業務

事業対象者及び要支援 1・2 の認定を受け、サービスを必要とする対象者に状態の改善や要介護状態にならないための支援計画を作成しています。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント件数

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
介護予防支援計画	4,081	3,905	3,916
介護予防ケアマネジメント	1,622	1,652	1,459
総合計	5,703	5,557	5,375

単位：件数

#### ② 総合相談支援業務

保健、医療、介護など幅広い内容の相談を受け、必要な支援につなげたり介護保険等のサービス紹介など行っています。

#### ③ 権利擁護業務

高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら虐待への対応を行っています。また、成年後見制度の紹介や手続きなどの支援も行っています。

相談内容	件数	件数	件数
	H29 年度	H30 年度	R 元年度
介護サービスに関する相談	111	85	109
介護サービスに関する苦情	1	6	7
事業所等からの情報提供	85	84	63
福祉・医療に関する相談	26	77	91
生活に関する相談	83	138	92
虐待に関する相談	10	6	9
認知症による問題の相談	100	93	89
計	416	489	460

相談内容	R 元年度			
	安岐圏域	武蔵圏域	国東圏域	国見圏域
介護サービスに関する相談	38	11	38	22(0)
介護サービスに関する苦情	4	0	2	1(1)
事業所等からの情報提供	14	4	26	19(1)
福祉・医療に関する相談	14	6	46	25(1)
生活に関する相談	23	7	44	18(1)
虐待に関する相談	1	1	1	6(5)
認知症による問題の相談	27	13	31	18(3)
計	121	42	188	109(12)

\* 単位：件数（複数の場合はそれぞれ）

\* 国見圏域の（）は国東包括での受案件数

#### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の介護支援専門員からの相談や資質向上を図るための研修会や会議などを開催しています。

支援内容	H29 年度	H30 年度	R 元年度
介護支援専門員からの相談件数	46	35	24
国東姫島介護支援専門員協議会研修会	4	4	3
国見町ケアマネジャーネットワーク会議	6	6	6
国東町ケアマネジャーネットワーク会議	6	6	6
武蔵・安岐ケアマネジャーネットワーク会議	6	5	5
くにさき地域包括ケア推進会議	12	12	9
計	80	68	53

単位：回数

## 2 地域包括支援センターの機能強化について

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的な機関として期待されることから、さらなる機能強化を図るため、以下の取り組みが必要です。

### ① 適切な人員体制の確保

高齢化の進展、それに伴う相談件数が増加しており、特に認知症（疑い含む）ケースの相談対応や複数の部署との連携が必要な複合的な課題を抱えるケースが今後も増えていくと推測されます。また、地域包括支援センターが担う事業の拡大や介護保険者（高齢者支援課）と協働して行う事業等が年々増加しているため、業務量の増加に応じた適切な職員数及び介護支援専門員等専門職の配置により、人員体制を確保していきます。

さらに、フレイル（虚弱）や生活習慣病重症化予防の取り組みも重要なことから、健口・栄養ステーションとして栄養士・歯科衛生士の配置をします。

### ② 認知症施策の推進

年々、認知症に関する相談や支援ケースが増加しており、公的サービスの充実のみでなく家族支援も含め地域での見守りの輪を広げていくことも重要なことから、幅広い年齢層のサポーター養成や行方不明高齢者搜索模擬訓練を通して、地域の理解・支援へつなげていきます。また、自己決定権の尊重やノーマライゼーション、能力の活用を基本理念に判断能力が低下しつつある状況になっても、尊厳を持った生活を継続できるよう支援していきます。

### ③ 地域ケア会議の協働実施

介護保険者（高齢者支援課）と協働して運営し、コーディネーターのスキルアップ、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上、多職種連携、地域課題の抽出等を行います。

### ④ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

市内外の医療・介護サービス関係者や市民からの在宅医療や介護に関する相談対応ができるよう相談員を配置します。

### ⑤ 介護支援専門員への支援

- ・ 疾病や加齢等により、医療と介護の両方のニーズのある在宅で生活する高齢者が増加すると見込まれることから、介護支援専門員に対して、医療知識の向上や医療職との連携等のスキルアップが図れるように研修を企画していきます。
- ・ 国東姫島介護支援専門員協議会との連携や圏域別ケアマネジャーネットワーク会議を活用し、地域の介護支援専門員の研修の場を提供するとともにケアマネジメント力向上、介護支援専門員相互の連携強化につなげられるように支援していきます。

### ⑥ 効果的な運営の継続

- ・ 地域包括支援センターが、より充実した機能を果たすために、運営に対する評価が必要です。地域包括支援センター運営協議会や評価指標において、評価・点検の取り組みを強化していきます。

### 3 地域包括支援センターの設置体制（あり方）について

地域包括支援センターは、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関として、市町村が設置主体となって実施することが介護保険法で定められています。

また、法の規定により、包括的支援事業の実施の委託を受けた法人も地域包括支援センターを設置できることとなっています。

本市においては、平成 18（2006）年の市制施行から、直営で実施していますが、県内 18 市町村において直営で設置している市町村は、4 市町村となっています。

（令和 2 年 4 月現在）

他市町村の設置運体制を鑑みると、今後の地域包括支援センターの設置体制について、検討する時期にきていると考えます。

直営又は委託での設置運営することのメリット、デメリットを比較検討し、利用者本位の視点で第 8 期事業計画期間に方向性を示したいと考えます。

また、同時に地域共生社会に向けた包括的な相談支援体制の構築も併せて検討していきます。

#### 包括的相談支援事業とは

（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

##### ○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

##### ○ 支援機関のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

##### ○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

